

個人情報の取扱いに関する覚書

公益財団法人大阪府保健医療財団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、大阪がん循環器病予防センターに係る「検診車運行管理業務委託契約」（以下「基本契約」という。）に基づき甲が乙に委託する各種の業務（以下「本業務」という。）の遂行における個人情報の取り扱いに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、本業務の委託に当たって、乙が収集する個人情報の適切な保護を目的として、乙における個人情報の取り扱い条件を定めるものである。

（定義）

第2条 本覚書において、「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号、又は画像若しくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

（管理部署及び管理者）

第3条 乙は、本覚書締結後遅滞なく、本覚書末尾記載の書式（以下「本書式」という。）に基づく書面により、個人情報の管理部署及び管理者等を甲に通知しなければならない。
2 乙が前項の管理部署及び管理者等を変更しようとするときは、本書式により遅滞なく甲に通知しなければならない。

（個人情報の収集）

第4条 乙は、本業務遂行のため個人情報を収集するときは、甲の指示に従い、適切かつ公正な手段により収集するものとする。

（個人情報の開示等）

第5条 乙は、甲の事前の書面による承諾なしに個人情報を第三者に開示又は提供してはならない。
2 乙は、本業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
3 乙は、本業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても、個人情報を第三者に提供させてはならない。

（目的外使用の禁止）

第6条 乙は、個人情報を本業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写・複製の禁止)

第7条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報複写、複製してはならない。

(個人情報の管理)

第8条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改憲、漏洩等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

- 2 乙は、甲の指示に従い、個人情報を正確かつ最新の状態で保管するものとする。
- 3 前2項に関して甲が別に管理方法を指示するときは、乙はこれに従わなければならない。
- 4 甲は、乙に事前に通知の上、乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。
- 5 甲が、個人情報の管理方法について乙に改善を申し入れた場合、乙はこれに従わなければならない。

(返還等)

第9条 乙は、甲から要請があったとき又は本業務が終了したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときはこれに従うものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第10条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、提供、複製、返還及び消去についての記録を作成し、甲から要求があった場合には、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

- 2 乙は、前項の記録を各本業務の終了後3年間保存しなければならない。

(再委託)

第11条 乙が基本契約第6条の規定による甲の承諾を得て、本業務を第三者に再委託する場合は、十分な個人情報の取扱水準を満たす再委託先を選定するとともに、当該再委託先との間で本覚書と同等の内容の契約を締結し、その写しを甲に提出しなければならない。

- 2 前項の場合といえども、乙は本覚書に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第12条 乙において個人情報に対する不正アクセス又は個人情報の紛失、破壊、改憲、漏洩等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は直ちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

- 2 前項の事故が乙の本覚書の違反に起因する場合において、甲が当該事故により損害を被った者から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は乙に対し、その解決のために要した費用について求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
- 3 第1項の事故が乙の本覚書の違反に起因する場合は、乙は、前2項のほか、当該事故の拡大防止や收拾ために必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

(有効期間)

第13条 本覚書は締結日に発効し基本契約の終了時まで有効とする。但し、第5条、第10条及び第12条の規定は、本覚書終了後も失効しない。

(基本契約の適用)

第14条 本覚書に定めのない事項については、基本契約の定めに従うものとする。

本覚書締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 所在地 大阪市城東区森之宮1丁目6番107号
名 称 公益財団法人 大阪府保健医療財団
代表者職・氏名 理事長 伊藤 壽 記 ⑩

乙 所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 ⑩

管理部署及び管理者通知書

令和 年 月 日

公益財団法人 大阪府保健医療財団 理事長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名

⑩

「個人情報の取扱いに関する覚書」第3条に基づき、個人情報の管理部署並びに管理者について下記のとおり通知いたします。

記

	管理部署名	
	管理者役職	
	管理者氏名	
管 理 者 連 絡 先	住 所	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E-Mail アドレス	